

商 品 名 ＜ 愛 称 ＞	すしん無担保住宅ローン (しんきん保証基金保証付)
------------------	------------------------------

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の各号すべてに該当する方 ① 借入申込時年齢満 20 歳以上満 70 歳未満の方で、最終返済時の年齢が満 80 歳の方 <ul style="list-style-type: none"> ※ 団体信用生命保険に加入される場合は別途制限がありますので、団体信用生命保険の項目をご覧ください。 ② 勤続年数等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社員・公務員の方は勤続年数 2 年以上の方 ・ 法人役員の方は勤続年数 3 年以上の方 ・ 自営業者の方は営業年数 3 年以上の方 ・ 年金受給者の方は公的年金を受給中の方 ③ 前年の年収が 100 万円以上の方で、安定継続した収入のある方 ④ ご本人持家（共有を含む）で、申込人ご本人またはご家族が居住することを目的としている方 ⑤ 団体信用生命保険に加入が認められる方かつ、加入される方 ⑥ 当金庫の会員資格を有する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ・ 当金庫の地区内に事業所を有する方の役員または勤務されている方 ⑦ しんきん保証基金の保証を受けられる方 <ul style="list-style-type: none"> ※ 詳しくは窓口までお尋ねください。
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込人が居住（居住予定を含む）し申込人もしくはその家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはその家族が居住（居住予定を含む）し申込人が所有している自宅にかかる次の資金 (1) 不動産の購入資金、新築資金、建替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金、諸費用 <ul style="list-style-type: none"> ※ それらに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可（(1)に合わせた申込みで 100 万円以内） (2) (1)を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等（消費者金融業を含む）から借り入れた無担保のローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 (3) (1)を用途として当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換え直前 3 カ月の約定返済で、3 営業日以上履行遅滞が 1 回もないものに限る）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料

	<p>(4) 空き家解体費用およびそれに伴う諸費用</p> <p>※ お申込人またはその親族が所有する建物で、事業専用で使用していた建物でない場合に限ります。</p> <p>(5) (4)を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等（消費者金融業を含む）から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p>
ご融資限度額	<p>・1万円以上2,000万円以内（1万円単位）、お使いみちが空き家解体費用（借換えを含む）の場合は500万円以内とします。</p> <p>ただし、本件申込金額と他金庫取扱分を含めたしんきん保証基金保証付消費者ローン残高が3,000万円以内とします。</p>
ご利用期間	<p>・3カ月以上25年以内、かつ、申込人が満80歳に達した年の12月末日までとします。</p> <p>ただし、お使いみちが空き家解体費用（借換えを含む）の場合は20年以内とします。</p> <p>※ 団体信用生命保険の項目もご覧ください。</p>
ご融資利率	<p>・3年固定金利選択型、5年固定金利選択型、10年固定金利選択型または変動金利型をお選びいただきます。</p> <p>(1) 3年固定金利型の場合</p> <p>ご融資開始から3年間（特約期間）は融資利率の変更はしません。固定金利期間終了後の期間の更新は、自動継続となります。</p> <p>(2) 5年固定金利型の場合</p> <p>ご融資開始から5年間（特約期間）は融資利率の変更はしません。固定金利期間終了後の期間の更新は、自動継続となります。</p> <p>(3) 10年固定金利型の場合</p> <p>ご融資開始から10年間（特約期間）は融資利率の変更はしません。固定金利期間終了後の期間の更新は、自動継続となります。</p> <p>※ 固定金利型（3年・5年・10年）については借り入れ当初の金利が適用されるのは、特約いただいた固定期間（3年・5年・10年）に限られ、固定金利期間中は他の金利タイプへの変更はできません。</p> <p>特約期間終了時点で、同一期間に自動継続となりますが、この金利は借り入れた当初の金利とは異なる可能性があります。</p> <p>「ご返済方法」欄をご参照ください。</p> <p>なお、自動継続の際、固定金利選択に係る手数料は不要です。</p> <p>(4) 変動金利型の場合</p> <p>① 新規ご融資の場合</p> <p>毎年3月1日、9月1日現在の「住宅ローン最優遇金利」をもとに算出し、4月1日、10月1日より適用いたします。</p>

	<p>② ご融資後の見直しの場合 毎年、4月1日、10月1日現在の「住宅ローン最優遇金利」を基準として見直し、それぞれ6月、12月のご返済日の翌日から適用いたします。 なお、変動金利型を選択されますと、固定金利型への変更はできません。</p> <p>(5) ご加入いただく団体信用生命保険の種類によってはご融資利率に金利上乘せが発生します。詳しくは団体信用生命保険の項目もご覧ください。</p> <p>※ 金利については窓口までお問い合わせください。</p>
<p>ご返済方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元金均等または元利均等の分割返済とし、ボーナス月の増額返済の併用もできます。 ただし、ボーナス月の返済部分の元金は、ご融資金額50%以内とします。なお、お使いみちが不動産の購入・新築・建替え・リフォームの場合は、6カ月以内の元金返済の据置ができます。 ・元金均等返済の場合は、毎回の元金返済額を変更することなく新融資利率に基づいて、当金庫所定の計算方法により新利息額を算出させていただきます。 ・元利均等返済の場合は、融資利率変更時点の新融資利率・残存元金・残存期間等に基づいて、当金庫所定の計算方法により新元利金返済額を算出させていただきます。 <p>(1) 固定金利型の場合 特約期間中の返済額は変わりません。特約期間終了後の返済額は、自動継続の都度、再計算します。</p> <p>(2) 変動金利型の場合 利率が上昇しても新しいご返済額は前回のご返済額の1.25倍を上限とします。なお、当初の借入期間が満了しても未収利息及び貸出金の一部が残る場合は返済期限に一括してご返済いただきます。</p> <p>① 年1回元利金返済額を変更する場合 新元利金返済額は、毎年10月1日を基準日として新融資利率・残存元金・残存期間等に基づいて金庫所定の計算方法により算出し、毎年1月のご返済分から適用になります。</p> <p>② 5年間元利金返済額据置の場合 元利金返済額の変更は、10月1日の基準日を5回経過した後に行うこととし、新融資利率・残存元金・残存期間等に基づいて金庫所定の計算方法により算出し、基準日後、最初に到来する1月のご返済分から新元利金返済額を適用いたします。</p>

連帯保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、原則として担保・連帯保証人は必要ありません。 　ただし、ご融資額が1,000万円を超え団体信用生命保険にご加入できない場合は、法定相続人1名を連帯保証人とさせていただきます。 ・住宅ローン減税等の関係で、ご希望により連帯債務のお取扱いも可能です。
団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ・「団体信用生命保険」にご加入いただきます。 　※ 保険料は当金庫が負担いたします。 ・ご希望により下記(1)～(3)を選択いただきます。 　(1)「信用金庫団体信用生命保険」 　(2)「信用金庫3大疾病保障特約付団体信用生命保険」 　(3)「信用金庫団体信用就業不能保障保険」 ・各団体信用生命保険の加入される方の年齢制限については以下のとおりです。 　(1)「信用金庫団体信用生命保険」をご選択される場合 <ul style="list-style-type: none"> ・借入時の年齢が満20歳以上満70歳未満で、最終ご返済時の年齢が満80歳に達した年の12月31日をもって保険期間が満了となります。 　(2)「信用金庫3大疾病保障特約付団体信用生命保険」または「信用金庫団体信用就業不能保障保険」をご選択される場合 <ul style="list-style-type: none"> ・借入時の年齢が満20歳以上満50歳以下で、最終ご返済時の年齢が満75歳に達した年の12月31日をもって保険期間が満了となります。 ・「信用金庫3大疾病保障特約付団体信用生命保険」を選択いただく場合は、ご融資利率に年0.3%上乗せさせていただきます。 ・「信用金庫団体信用就業不能保障保険」を選択いただく場合は、ご融資利率に年0.4%上乗せさせていただきます。 ・ご加入いただいた保険において、発生事由によっては保険金が支払われない場合もあります。 ・詳しくは、窓口へお尋ねください。

<p>各 種 手 数 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の場合には、別途手数料が必要になる場合がありますので、手数料の詳細につきましては別-2「主な手数料一覧」をご覧ください。 (1) 融資取扱手数料 (2) 繰上償還（一部・全部）手数料 (3) 条件変更手数料 等 ・ 詳しくは、窓口までお尋ねください。
<p>保 証 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証料は融資利率に含まれますので、別途保証料をお支払いいただく必要はありません。
<p>苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話：0248-75-3362）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
<p>そ の 他 参 考 と な る 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口にて返済額の試算ができますので、お申し出ください。 ・ ご融資金額は、お客さまがご指定いただいた返済用口座にご入金させていただきます。また、ご入金後はお支払い先にお振込みさせていただきます。 ※ 振込手数料は別途ご負担いただきます。 ・ お申し込みに際しては、審査させていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございます。なお、審査の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。

平成 30 年 5 月 1 日 現在